

学校生活のルールとマナー

明るく楽しく有意義な学校生活を送るためにルールがあり、学校という社会で生活するうえで、守るべきマナーがあります。桐高生としての誇りと自覚をもち、品位ある行動を心がけ、高校生活を送りましょう。

1. 学校生活のルール

(1) 授業の欠席等について

- ① 無断で欠席・遅刻・早退・欠課をしないこと。
- ② 欠席するときは原則保護者から担任または学年主任に連絡してもらうこと。また、病気やけがのため欠席が長期にわたる場合は、担任または学年主任に相談すること。
- ③ 遅刻したときは、「遅刻届」に理由を記入して担任または学年主任から確認印を受け教科担当に提出すること。
- ④ 早退や外出をするときは、「早退届・外出届」に理由を記入して担任または学年主任から確認印を受けこれを携行すること。

(2) 校舎入退館について

- ① 入館時間は7：30以降とする。
- ② 生徒は原則として17：00までに退館すること。
- ③ 退館に際しては校舎内に戻らないように必要品は必ず携行すること。
- ④ 放課後は、教室に鞆や衣類等は置かない。部活動中の貴重品の管理は、各自及び各部の責任で行うこと。
- ⑤ 部活動で17：00以降残留を希望する場合は、当該顧問等に前もって申し出て承認を受け、その指導の下に活動し、18：00までに退館すること。
- ⑥ 土・日曜日、休日は原則として閉館とする。
- ⑦ 閉館中は無人になるので、緊急連絡は担任または顧問等にすること。

(3) 自転車通学について

- ① 自転車通学者は通学許可を受け、ステッカーを所定の位置に貼付すること。
- ② 自転車は必ず所定の位置に置き、施錠をすること。
- ③ 交通法規を遵守し、正しい交通マナーを実践し、自他の生命の安全に努めること。

(R3年4月1日施行 群馬県交通安全条例

改定1・自転車保険の加入が義務化

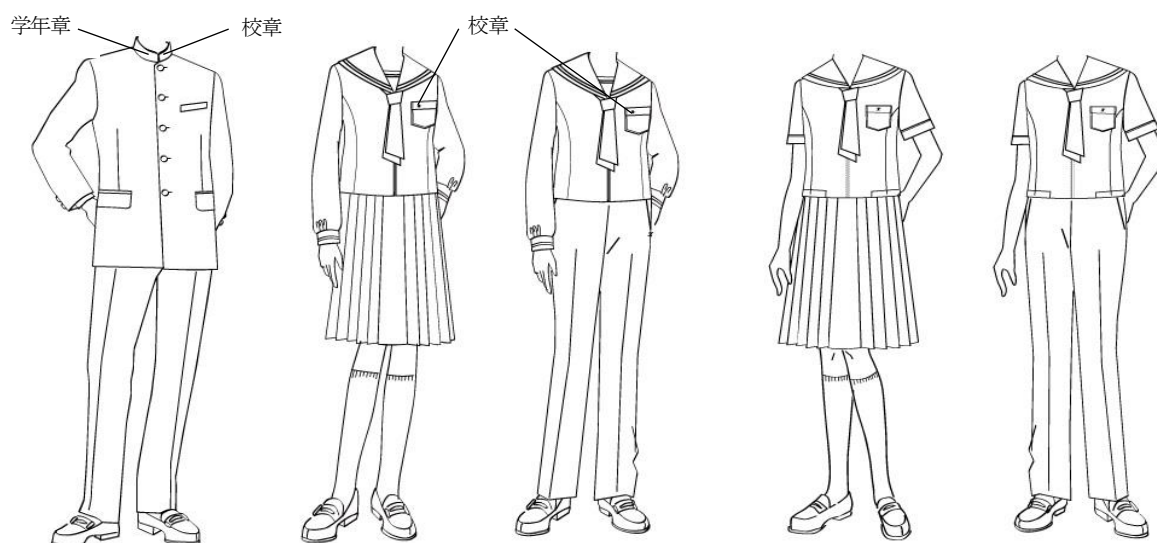
改定2・自転車用ヘルメットの着用が努力義務化)

(4) 制服・服装について

- ① 「正装」は標準詰襟学生服（本校所定のボタン、白無地ワイシャツ）及び本校指定の黒セーラー服、スカートまたはスラックスとする。
「略装」は白無地ワイシャツ及び本校指定の白セーラー服、スカートまたはスラックスとする。

- ② 「略装」期間は、6月1日～9月30日とし、5月、10月中は移行期間として正装、略装のどちらでもよい。ネクタイについては常に着用する。
- ③ 校章は、学生服の左襟（右襟に学年章バッジ）、黒セーラー服の左胸のポケットの位置に付けること。

制服



<服装等諸細則>

- ① 制服は体型に合ったものを正しく着こなし、周囲に不快感を与えないよう常に配慮すること。（インナー類、制汗剤等を含む）
- ② ズボンはストレートが望ましくタックについては体型に応じて調節すること。
- ③ スカートの丈は膝の中心が望ましい。長すぎたり、短すぎたりすると、セーラー服とのバランスが崩れるので、成長を考えて短いものを購入しないこと。（スカートの丈を短く変形したものについては作り替えてもらう場合がある）
- ④ 保温着（標準学生服及び黒セーラー服の内側の服）は、標準学生服及びセーラー服の襟、裾、袖口などからはみ出すものは認めない。
- ⑤ カーディガンは、補助的な防寒着である。セーラー服の外衣として着用する場合、学校指定のものとする。（原則、式典、儀式、集会、講演会等の着用は認めない）
- ⑥ コートは華美でないものとし、学生服または黒セーラー服の上に着用すること。デニム、皮製品等及び派手な文字や図柄等は認めない。（校舎内においては、原則、着用しないこと）
- ⑦ 履き物は、通学は黒の標準型の革短靴（エナメル、ブーツ等は認めない）、または運動靴を使用すること。（色・型とも制服と調和がとれている物が望ましい）
- ⑧ 上履きは本校指定の学年色のものを使用すること。
- ⑨ ストッキングは、黒またはベージュの無地とする。
- ⑩ ソックスは原則白、黒の無地（ワンポイント可）とする。装飾（ライン、リボン、図

柄、編目等)及びニーハイソックス、ルーズソックス、レッグウォーマー等は認めない。

- ⑪ やむを得ず異装をする場合は、担任または学年主任に申し出ること。
- ⑫ 頭髪は自然な髪型を基本とし、清潔に保つこと。パーマ、染色、脱色等による加工・変色、特異の髪型は原則禁止とする。(事情がある場合には、担任及び学年主任に相談すること)
- ⑬ ネックレス・ピアス・イヤリング・指輪・ブレスレット等の装飾品の着用や化粧、マニキュア等は禁止とする。
- ⑭ 髪を結う場合には、黒・紺・茶等の地味で、飾りのないものを使用すること。

(5) アルバイトについて

- ① 学業および学校の諸行事に専念することが大前提である。しかし、やむを得ない理由でアルバイトをする必要がある場合は、保護者とよく相談のうえ、担任及び学年主任に申し出ること。無断でアルバイトをした場合は、指導対象とし、特別指導を講ずることがある。
- ② 保護者の承認を得た生徒は担任及び学年主任を通じ、学校に所定の「アルバイト届」を提出すること。(群馬県青少年健全育成条例第30条により、午後10時以降の外出は補導の対象となる)

(6) 通信機器の利用について

- ① 法律、条例に違反する行為(人権・プライバシー・肖像権・著作権侵害、個人情報漏洩、人に迷惑・損害を与える行為、またはその恐れのある行為等)をしないこと。
- ② 通信機器は登校時から帰りのSHR終了までは、教職員の指示がない限り電源を切り使用しないこと。
- ③ 本校で定めた「スマホ利用ルール」を遵守すること。

2. マナー等

(1) 校内生活について

- ① 校内外を問わず挨拶は敬愛の念を持ってすること。
- ② 来校者に会ったときは挨拶とともに軽く会釈をして気持ちよく迎えること。
- ③ 所持品には記名をし、自己の責任において管理すること。
- ④ 移動教室の場合、貴重品の管理をしっかりとすること。また、戸締まりと消灯の確認をすること。
- ⑤ 清掃後、各室(廊下を含む)の戸締まりを行い、カーテンは開けておくこと。
- ⑥ 心配や悩み事があったら早めに担任または学年主任、相談係等の先生に相談すること。

(2) 校外生活について

- ① 桐高生としての誇りと責任を常に自覚すること。
- ② 法律・条例で禁止されている行為及び、道徳に反する行為はしないこと。
- ③ 登下校の際は、事故に遭わぬように十分注意し、常に品位を保つこと。

- ④ 交通事故や事件等が起こった場合は、本人または保護者から警察及び学校に連絡すること。
- ⑤ 交通違反及び校外で補導された場合は、担任及び学年主任に申し出ること。
- ⑥ 生徒手帳などの身分証明書は常に携行すること。

3. 諸届

(1) 忌引きについて

忌引するときは、原則保護者から担任または学年主任に連絡してもらうこと。
日数は次の通りとする。

父 母	7 日
祖父母・兄弟姉妹	3 日
曾祖母・叔父（伯父）叔母（伯母）	1 日

(2) 旅行について

- ① 海外旅行及び留学等を計画している者は、担任または学年主任に相談し、実施する場合には「海外旅行届」を提出すること。
- ② 旅行には保護者、あるいは成人の引率責任者が同行することが望ましい。
- ③ 「学生割引証」の発行を希望する者は、担任等に申し出て、所定の用紙に記入し、原則3日前までに事務室に申請すること。

(3) その他

- ① 戸籍の移動、保証人の変更、転居、その他一身上の異動があったときは、遅滞なく担任または学年主任を通じて学校長に届け出ること。
- ② 各種証明書等の発行を希望する者は、担任等に申し出て、原則3日前までに事務室に申請すること。

4. 免許取得および交通安全

(1) 二輪車（バイク）の免許取得及び利用について

①二輪車利用基準について

- ア 利用できる者は、原則次のいずれかに該当する場合に限る。
 - ・公共交通機関のない山間地からの遠距離通学等、登校に著しい支障をきたす者。
 - ・その他特別な事情がある者。
- イ 原則として、学校管理下外の利用は禁止する。登下校のみに利用し自宅から最寄り駅・バス停までとする。
- ウ 利用は、原動機付自転車（50cc 以下）に限る。
- エ 任意保険に加入していない車両の利用は禁止する。
- オ 最寄り駅などに駐車する場合は、必ず駐車場を確保すること。

②二輪車免許取得について

- ア 上記の二輪車利用基準を満たす者のうち、免許取得を希望する者は保護者とよく相談し、事前に担任及び学年主任に申し出たうえで、「二輪車免許取得届」を提出し、学校長の許可を得ること。
- イ 許可を得た者は、授業や学校行事に支障をきたさないように免許の取得をするこ

と。

ウ 利用の際は、「二輪車利用届」を担任に提出すること。

(2) 四輪車免許取得について

①四輪車免許取得基準について

ア 原則として就職内定者（第3学年2学期末考査終了後から教習所への入所可）

- ・内定先の企業から、その取得を求められている者。
- ・家庭の事情から、その取得を必要とする者。

イ 原則として進学内定者（第3学年3学期家庭学習から教習所への入所可）

- ・家庭の事情から、その取得を必要とする者。

ウ アまたはイに該当する者のうち、成績不振科目が無い者。

②四輪車免許取得について

ア 上記の四輪車免許取得基準を満たす者のうち、免許取得を希望する者は保護者とよく相談し、事前に担任に申し出たうえで、「四輪車免許取得届」を提出し、学校長の許可を得ること。

イ 許可を得た者は、授業や学校行事に支障をきたさないように免許の取得をすること。（上記の規定に違反した場合は、指導対象とし、特別指導を講ずることがある）

< 交通安全9カ条 常に持て 時間の余裕と心のゆとり! >

1. 信号は絶対守ること。信号がたとえ青であっても必ず左右を確認して渡ること。
 2. 信号のない交差点では、一時停止し、左右を確認して渡ること。
 3. 交差点は、自動車等の左折・右折の方向指示器を必ず確認し安全を確かめて正しく渡ること。
 4. 狭い道路で自動車を（前方でも後方でも）認知したら、左端に寄り停止して接触しないよう注意すること。
 5. 並列走行は絶対にしないこと。
 6. 雨天時の傘さし運転は絶対にさげ、レインコートを着用すること。
 7. 2人乗りは絶対にしないこと。
 8. 自転車の整備・点検（特にブレーキ・前照灯・ベル等）を随時行うこと。
 9. 登下校には十分な時間の余裕を持つこと。
- * ヘルメットを着用すること。